

那覇市上下水道局

# 定員管理方針

(令和7年度～令和11年度)

令和6年8月  
那覇市上下水道局

## 目 次

(令和6年8月23日上下水道事業管理者決裁)

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | はじめに                | 1 |
| 2 | 上下水道事業における定員管理方針と実績 | 1 |
|   | (1) 上下水道事業定員管理方針    |   |
|   | (2) 年度別職員数の推移       |   |
|   | (3) 年齢別職員構成         |   |
| 3 | 類似都市との比較            | 3 |
| 4 | 上下水道局における新たな定員管理方針  | 4 |
| 5 | 基本方針                | 4 |
|   | (1) 計画期間            |   |
|   | (2) 基本的な考え方         |   |
| 6 | 職員数の数値目標            | 5 |
| 7 | 定員管理の進捗にあたって        | 6 |
|   | (1) 定員の進捗管理         |   |
|   | (2) 方針の見直し          |   |

### 【資料編】

|                     |    |
|---------------------|----|
| * 計画期間中に想定される事業     | 8  |
| * 退職者数の推移及び推計       | 8  |
| * 再任用職員数の推移と今後      | 9  |
| * 育児休業者・長期療養者の推移    | 10 |
| * 臨時・非常勤・会計年度職員数の推移 | 11 |

## 1 はじめに

本市では、持続可能な行財政運営に向けて、平成10年度に「新那覇市行政改革実施計画」策定し、定員適正化に努めてきております。直近では、平成30年度から今年度までにおける定員管理方針を策定し、定数と実数の不一致解消も踏まえ、定員数を2,400人程度としてきました。※表1参照

令和6年7月に策定された「那覇市定員管理方針」(2025(R7)年度から2029(R11)年度)の基本方針では、第5次那覇市総合計画の推進を図るため、行政手続オンライン化の拡充や市民サービスの向上に取り組むためDXを推進し、SDGs及びウェルビーイングを意識した、持続可能でより効率的な組織体制を構築すること。また一方では、働き方改革による育児休業の取得促進やメンタル等による療養者の増加などによる長期休業等への代替職員の確保が課題となっています。

計画期間での目標定員については、2023(R5)年度の定員2,426人をベースとし、目標定数を2,400人程度としている。また課題解決として育児休業などによる長期休業等への代替職員の確保や臨機応変に人事配置を行う要員として50人を加え、職員の実数を2,450人程度とすることとしています。

表1 方針(計画)期間中の実績

| 計画(方針)名                                | 計画期間                 | 目標                 | 実績                                       |
|--|----------------------|--------------------|--|
| 新那覇市行政改革実施計画<br>(平成11年1月策定)            | 平成8年度<br>～平成19年度     | 平成8年度比較で総数の13.1%削減 | 3,340人(H8)⇒2,952人(H19)<br>△388人(△11.6%)  |
| 第2次那覇市定員適正化計画(2200プラン)<br>(平成19年10月策定) | 平成17年度<br>～平成26年4月1日 | 2,200人程度           | 2,959人(H17)⇒2,332人(H26)<br>△627人(△21.2%) |
| 中核市なは定員管理方針<br>(平成26年4月策定)             | 平成26年度<br>～平成29年度    | 2,300人程度           | 2,332人(H26)⇒2,333人(H29)<br>+1人(+0.04%)   |
| 定員管理方針<br>(平成29年5月策定)                  | 平成30年度<br>～令和6年度     | 2,400人程度           | 2,336人(H30)⇒2,426人(R5)<br>+90人(+3.9%)    |

## 2 上下水道事業における定員管理方針と実績

### (1) 上下水道事業定員管理方針(平成30年度～令和6年度)

市の策定する定員管理方針には、上下水道局の職員数も含まれており、上下水道局においても「那覇市上下水道局定員管理方針」(以下「上下水道局定員管理方針」という。)を平成29年8月に策定し、事務事業の見直し、組織の整理統合などにより定員適正化に努めてきたところであります。

なお、同管理方針では、166人程度を維持することを目標としていました。令和6年4月現在の職員数は、水道事業98人、下水道事業60人で合計158人となっており、欠員については、暫定再任用職員(パート)及び会計年度任用職員で補っている状況です。

(2) 年度別職員数の推移

計画職員数の推移を事業別にみると、水道事業では下水道事業との統合後、共通業務に携わる職員の人件費を業務内容の比率によって負担金として経理していましたが、令和2年度から水道支弁であった14人の職員を下水道事業支弁へと見直しを行ったため減数となっています。

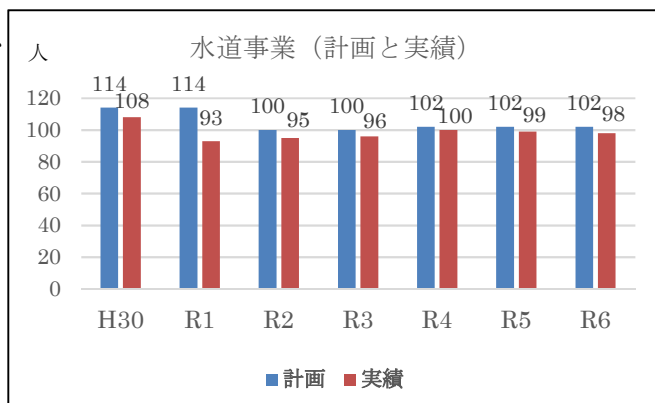


図1

また、実績職員数は、計画職員数に比べ近年、欠員状態が続いている状況となっております。その理由として技術職員（土木）の不足が原因となっております。

一方、下水道事業の計画職員数においては、令和2年度に水道事業の支弁職員を下水道支弁職員としたことから14人の増加となっております。

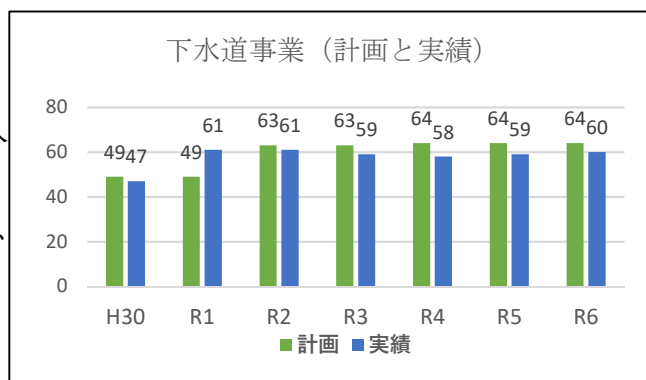


図2

※図1・図2のR2年度計画では事業支弁の見直しを行っていますが、R1年度実績にて支弁変更を実施。

局全体の実施状況として、組織機構・定数は平成30年度の6課・2室・22係・163人から令和6年度は、7課・3室・24係・166人となっております。(いずれも管理者を除く)

### (3) 年齢別職員構成

令和5年度末の全職員の年齢別職員構成での平均年齢は45.2歳となっている。

(事務職員 44.2歳・技術職員 45.7歳)

全職員でみる45歳以上の職員は158人中93名おり、全体の58.9%を占めているのに対し、30歳未満の職員は11人(6.9%)と少数となっています。

令和5年度から定年退職年齢が延長したことや若年層の職員数が少ないことを含め年齢構成の平準化を進めて行くことが求められます。

年齢別職員構成 表2 令和5年度末

| 年齢      | 事務職員  |      | 技術職員  |      | 合計    |      |
|---------|-------|------|-------|------|-------|------|
|         | 職員数   | 比率   | 職員数   | 比率   | 職員数   | 比率   |
|         | 人     | %    | 人     | %    | 人     | %    |
| 20歳未満   | 0     | 0.0  | 1     | 1.0  | 1     | 0.6  |
| 20歳～24歳 | 2     | 3.4  | 1     | 1.0  | 3     | 1.9  |
| 25歳～29歳 | 0     | 0.0  | 7     | 7.0  | 7     | 4.4  |
| 30歳～34歳 | 7     | 12.1 | 11    | 11.0 | 18    | 11.4 |
| 35歳～39歳 | 8     | 13.8 | 11    | 11.0 | 19    | 12.0 |
| 40歳～44歳 | 9     | 15.5 | 8     | 8.0  | 17    | 10.8 |
| 45歳～49歳 | 14    | 24.1 | 15    | 15.0 | 29    | 18.4 |
| 50歳～54歳 | 11    | 19.0 | 19    | 19.0 | 30    | 19.0 |
| 55歳～60歳 | 5     | 8.6  | 19    | 19.0 | 24    | 15.2 |
| 60歳以上   | 2     | 3.4  | 8     | 8.0  | 10    | 6.3  |
| 計       | 58    | 100  | 100   | 100  | 158   | 100  |
| 平均年齢    | 44.2歳 |      | 45.7歳 |      | 45.2歳 |      |

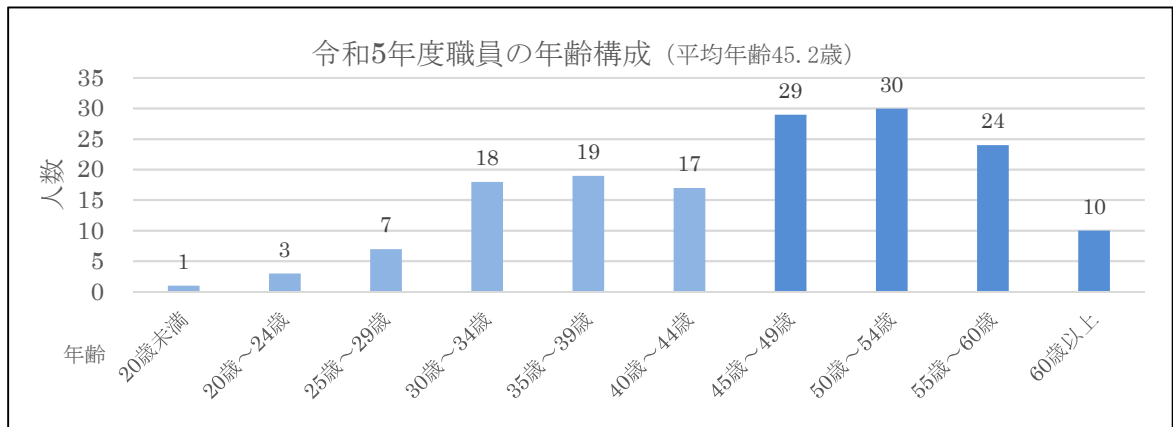


図3

### 3 類似都市との比較

本市の組織は、水道事業と下水道事業が組織統合されており、中核市のなかで組織統合を行っている48都市(令和4年度地方公営企業年鑑)を対象として「人口1万人あたりの職員数」の比較を行いました。

本市の水道・下水道事業の職員数(損益勘定職員および資本勘定職員)は、人口1万人あたり6.15人で48市中30位となっており、平均(平均5.89人)並みとなっています。

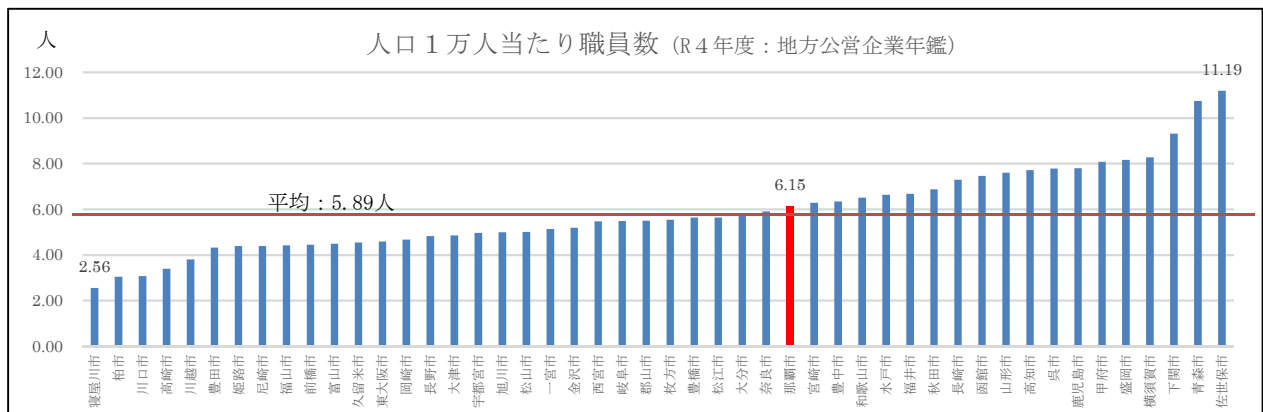


図4

また、本市の事業の特徴として水道事業は100%受水し給水を行い、下水道事業は県の流域下水道を通じ排水を行っています。全国の市から本市の事業運営に近い14都市（組織統合、受水50%以上、流域下水道）を対象に令和5年度決算値から組織の生産性を比較をしました。

近年、窓口業務や維持管理業務を包括的委託する事業者も多いことから有収水量1 $\text{m}^3$ 当たりの金額に占める水道・下水道事業の損益勘定職員の給与費と委託料の合算額から生産性を比較した結果、本市は24.5円となり15市中9位で平均値25.2円より低い値となり生産性は高くなっています。

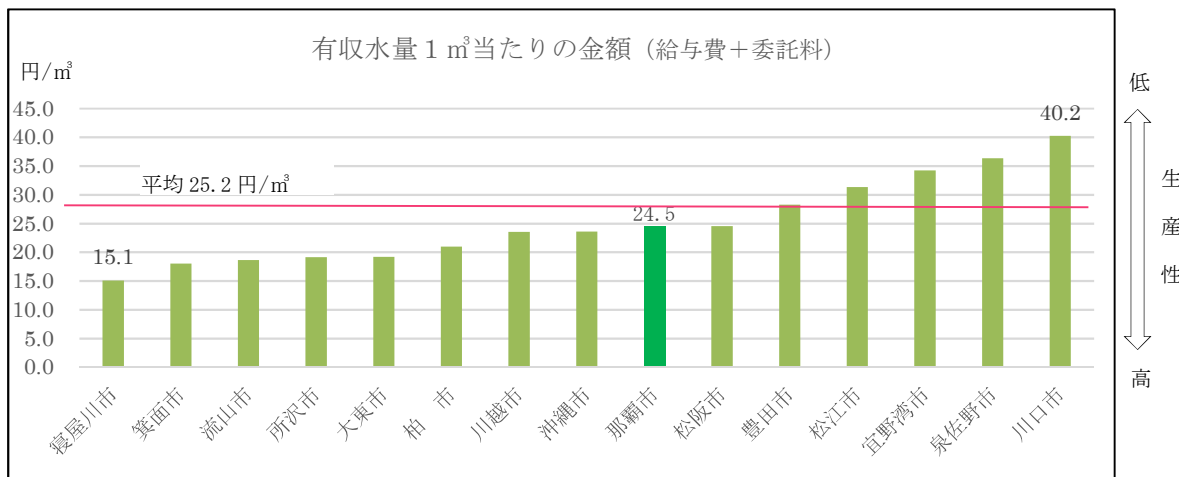


図5

#### 4 上下水道局における新たな定員管理方針

上下水道局では、安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供できるよう、これまで包括的業務委託の導入や業務執行体制の改善などを進めるとともに、育児休業者やメンタルヘルスなどの長期療養者を考慮した適正な組織体制の構築に取り組んできました。

これらを踏まえた上で、本計画期間の令和7年度～令和11年度も基本的に現行の趣旨を維持することとし、新たな「上下水道局定員管理方針」に改定します。

#### 5 基本方針

##### (1) 計画期間

令和7年度～令和11年度

##### (2) 基本的な考え方

上下水道局の現状や令和6年7月に市長部局が策定した「定員管理方針」を踏まえ、市民満足度の高い上下水道サービスが提供できるよう、次の各項目に考慮し定員管理に努めます。

① 組織機構改正及び定員再配置

既存事務事業や多様化する行政需要や課題に対応できるよう事務事業や組織機構の見直しを図り、定員再配置を行います。

② 定数への欠員の解消

「那覇市職員のための特定事業主計画」に基づく妊娠、出産、育児又は介護等を踏まえた職場環境を整備するため、育児休業又は、病気やメンタルヘルス不調などによる療養者が育児や療養に専念できるよう、代替職員の定数確保に努めます

③ 職員の年齢構成の平準化

将来にわたり持続可能で安定的な行政運営を行っていくため、年齢別構成の平準化に努めます。

④ 定年延長による定年退職年齢の引き上げ

令和5年度より定年退職年齢が段階的に引き上げられ、今後、段階的に65歳まで引き上げられます。本市においても若年労働者人口が減少する中、60歳を超える職員の能力・経験を活用し、質の高い上下水道サービスの維持に努めます。

⑤ 多様な任用制度による人材活用

事務の種類や性質により、暫定再任用職員、定年前再任用短時間職員、会計年度任用職員、任期付職員など多様な任用制度を活用し、組織において適正と考えられる職員構成により、効果的な行政運営に努めます。

⑥ 会計年度任用職員

会計年度任用職員は、原則、新たな設置は行いません。ただし、産休・育児休暇、長期療養者への代替職員としての会計年度任用職員については、確保に努めます。

⑦ 技術職員の確保

近年の慢性的な技術職員の欠員状態解消のため、初級及び中級技術職員採用を含めた検討を進めていきます。

## 6 職員数の数値目標

最初に述べたとおり、市全体で令和11年4月時点においての目標定数が2,400人程度（令和5年度ベース）としています。

上下水道局においても、市全体の方針を踏まえ定数166人程度を維持することを目標とします。

一方、様々な理由による長期休業等への代替職員の確保を図るとともに、臨機応変に人事配置を行うため、職員の定数を超えた人事配置（実数）も可能とします。

## 7 定員管理の推進にあたって

### (1) 定員の進捗管理

定員の進捗管理は、毎年度策定する「組織機構及び定員に関する管理運営方針」で定員管理の具体的な考え方を示しつつ、定員管理調査における定員にて管理していくものとしします。

### (2) 方針の見直し

課題解決などの行政需要や社会情勢の変化等により今後の定員管理に大きな影響を及ぼす状況が予見される場合には、より効果的な定員管理となるよう本方針を見直すこととしします

# 那覇市上下水道局 定員管理方針

(令和7年度～令和11年度)

**【資料編】**

●計画期間中に想定される事業

- ・雨水維持管理関連

下水道敷不法占拠対策、老朽水路添加橋対策、法定外公共物管理など

●退職者数の推移及び推計

平成 30 年度から令和 6 年度までの退職者数は、2～10 人と年度によつての多少のバラつきはありますが年平均は 6.0 人で推移しています。職種別での平均でみると、事務職は 1.4 人、技術職は 4.6 人となっております。

年度別退職者数

表 1

単位：人

| 退職者 |    |     | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6(予) | 平均  |
|-----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|
|     |    | 事務職 | 定年  | 0  | 1  | 2  | 0  | 2  | 0     | 0   |
| 勸奨  | 0  |     | 2   | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0     |     |
| 普通  | 1  |     | 0   | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0     |     |
| 技術職 | 定年 | 4   | 2   | 4  | 3  | 6  | 0  | 2  | 2     | 4.6 |
|     | 勸奨 | 0   | 1   | 0  | 1  | 1  | 1  | 0  | 0     |     |
|     | 普通 | 1   | 4   | 0  | 0  | 0  | 2  | 0  | 0     |     |
| 計   |    | 6   | 10  | 7  | 5  | 9  | 3  | 2  | 6.0   |     |

今後の退職者の予測としては、令和 5 年度から定年退職延長がスタートし、令和 13 年度まで定年退職年齢が 2 年毎伸びることで定年退職者がいない年度もあります。また勸奨・普通退職者が過去の実績から一定数に在ることを考慮しながら職員確保及び定員の適正管理を行っていくことになります。

令和 6 年度から令和 12 年度までの予定退職者数は 11 人となっており、職種別では、事務職 3 人、土木職 7 人、電気職 1 人となっています。

年度別退職者予定

表 2

単位：人

| 定年退職 |    | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
|      | 事務 |    |    |    | 2  |     |     |     | 1   |    |
| 土木   |    | 2  |    | 1  |    | 2   |     | 2   |     | 7  |
| 電気   |    |    |    | 1  |    |     |     |     |     | 1  |
| 合計   |    | 2  | 0  | 4  | 0  | 2   | 0   | 3   | 0   | 11 |

●再任用職員数の推移と今後

平成 25 年度に「那覇市職員の再任用に関する条例」が施行されてから、再任用制度を活用する職員は増加傾向にあり、これまで培った知識と経験を生かして活躍しております。

令和 6 年度は、定年を延長した職員 2 人が継続勤務職員となっており、退職して短時間勤務の再任用を選択した職員（定年前再任用職員）はいませんでした。これまでの再任用職員は暫定再任用職員となり、フルタイム職員 10 人、パートタイム職員 7 人の計 17 人が雇用を継続しています。

年度別再任用職員推移

表 3

単位：人

|              | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 継続勤務職員       | —   |    |    |    |    |    | 2  |
| 定年前再任用(パート)  | —   |    |    |    |    |    | 0  |
| 暫定再任用職員(フル)  | 1   | 1  | 3  | 8  | 11 | 14 | 10 |
| 暫定再任用職員(パート) | 7   | 8  | 7  | 3  | 2  | 6  | 7  |
| 暫定再任用職員 合計   | 8   | 9  | 10 | 11 | 13 | 20 | 17 |

今後の推移については、令和 5 年度の定年延長開始を境に暫定再任用職員は減少傾向となり、また一定の割合で定年前再任用職員は働き方の一つとして選択されると推測されます。

※下図は、令和 6 年度在籍職員が定年退職となり全員が再任用となった場合

年度別定年退職者と再任用対象職員数

図 1

単位：人

| 年度    | 年度生まれ | 定年退職年齢 | 退職者               | R6         | R7         | R8         | R9                | R10               | R11               | R12 | R13        |
|-------|-------|--------|-------------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----|------------|
| ～R5退職 | ～S38  | 61歳    | -                 | 事務2<br>土木8 | 事務2<br>土木4 | 事務2<br>土木4 | 事務1<br>土木2        |                   |                   |     |            |
| R6退職  | S39   | 61歳    | 土木2               |            | 土木2        | 土木2        | 土木2               | 土木2               |                   |     |            |
| R7退職  | S40   | 62歳    | -                 |            |            |            |                   |                   |                   |     |            |
| R8退職  | S41   | 62歳    | 事務2<br>土木1<br>電気1 |            |            |            | 事務2<br>土木1<br>電気1 | 事務2<br>土木1<br>電気1 | 事務2<br>土木1<br>電気1 |     |            |
| R9退職  | S42   | 63歳    | -                 |            |            |            |                   |                   |                   |     |            |
| R10退職 | S43   | 63歳    | 土木2               |            |            |            |                   |                   | 土木2               | 土木2 |            |
| R11退職 | S44   | 64歳    | -                 |            |            |            |                   |                   |                   |     |            |
| R12退職 | S45   | 64歳    | 事務1<br>土木2        |            |            |            |                   |                   |                   |     | 事務1<br>土木2 |
| R13退職 | S46   | 65歳    | -                 |            |            |            |                   |                   |                   |     |            |
| 職種計   |       |        | 事務                | 2          | 2          | 2          | 3                 | 2                 | 2                 |     | 1          |
|       |       |        | 土木                | 8          | 6          | 6          | 5                 | 3                 | 3                 | 2   | 2          |
|       |       |        | 電気1               |            |            |            | 1                 | 1                 | 1                 |     |            |
| 合計    |       |        |                   | 10         | 8          | 8          | 9                 | 6                 | 6                 | 2   | 3          |

※再任用制度は令和 13 年度で終了。

●育児休業者・長期療養者の推移

育児休業者数

下図は、平成 30 年度から令和 6 年度の産休・育児のため休業を取得した職員数です。30 日以上の取得者は年平均で 2.1 人となっており、その内、男子職員が 1.7 人占めており、毎年度一定数の取得者います。

また、1 年以上の取得では年平均で 1.4 人の女子職員が取得していますが、男子職員の取得者は 0 人となっています。

年度別育児休業者の推移 (30 日以上) 表 4 単位：人

| 育児休業 |   | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6(予) | 平均  |
|------|---|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|
|      | 男 | 1   | 2  | 1  | 1  | 2  | 3  | 2     | 1.7 |
|      | 女 | 0   | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 1     | 0.4 |
|      | 計 | 1   | 2  | 1  | 1  | 3  | 4  | 3     | 2.1 |

年度別育児休業者の推移 (1 年以上) 表 5 単位：人

| 育児休業 |   | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6(予) | 平均  |
|------|---|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|
|      | 男 | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0     | 0.0 |
|      | 女 | 4   | 3  | 1  | 1  | 0  | 1  | 0     | 1.4 |
|      | 計 | 4   | 3  | 1  | 1  | 0  | 1  | 0     | 1.4 |

長期療養者数

平成 30 年度から令和 6 年度（令和 6 年 4 月末時点）までの推移をみると、30 日以上の取得者は年平均 2.6 人おり、職種別では事務職、技術職とも各 1.3 人となっています。90 日以上の長期療養者では年平均 5.4 人の取得者がおり、職種別では事務職 3.1 人、技術職が 2.3 人となっており、事務職において多い状況となっています。また、1 年以上休職している職員は平均で 2.2 人（H30～R5）となっています。

年度別長期療養者数 (30 日以上) 表 6 単位：人

| 療養者 |     | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6(予) | 平均  |
|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|
|     | 事務職 | 2   | 2  | 0  | 0  | 0  | 5  | 0     | 1.3 |
|     | 技術職 | 2   | 4  | 0  | 0  | 1  | 1  | 1     | 1.3 |
|     | 計   | 4   | 6  | 0  | 0  | 1  | 6  | 1     | 2.6 |

年度別長期療養者数 (90 日以上) 表 7 単位：人

| 療養者 |       | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6(予) | 平均  |
|-----|-------|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|
|     | 事務職   | 4   | 1  | 6  | 5  | 5  | 0  | 1     | 3.1 |
|     | 技術職   | 1   | 1  | 3  | 2  | 5  | 3  | 1     | 2.3 |
|     | 計     | 5   | 2  | 9  | 7  | 10 | 3  | 2     | 5.4 |
|     | 1 年休職 | 2   | 1  | 1  | 4  | 3  | 2  | —     | 2.2 |

●臨時・非常勤・会計年度職員の推移

本局の会計年度任用職員数の推移はほぼ横ばい状態となっており、平均で29.7人、職員数全体に占める割合は令和6年4月1日時点で19.6%となっています。

会計年度任用職員については、年度毎の事業需要、職員の欠員状況、育児休業者や長期療養者の状況などから判断し必要人数を雇用採用することになります。しかし、ここ数年は募集をかけても申込者が集まらないという課題も出始めており、会計年度任用職員の確保が困難な状況となってきています。

年度別臨時・非常勤・会計年度職員

表 8

単位：人

|                   |      | H30  | R1   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 平均   | R6職員数に占める割合(%) |
|-------------------|------|------|------|----|----|----|----|----|------|----------------|
| 臨時・非常勤・<br>会計年度職員 | 臨時   | 15   | 14   |    |    |    |    |    | 29.7 | 19.6%          |
|                   | 非常勤  | 13   | 13   |    |    |    |    |    |      |                |
|                   | 会計年度 | (28) | (27) | 27 | 30 | 34 | 31 | 31 |      |                |

( ) 内は会計年度職員で換算